

入札説明書

令和 7 年度ふるさと納税首都圏向け PR 事業業務委託

令和 7 年 4 月

奈良県総務部知事公室市町村振興課

入札説明書

令和7年度ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 公告日

令和7年4月21日（月）

2 競争入札に付する事項

(1) 委託名称

ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

(3) その他詳細

別紙仕様書のとおり

3 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 総務部知事公室市町村振興課 税政係

電話 0742-27-8420（ダイヤルイン）

FAX 0742-23-8439

4 入札方法

- (1) 入札は、業務委託一式の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（契約時点の消費税及び地方消費税額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札は、入札者（代理人を含む。）による持参又は郵便により入札を行います。様式5により入札書を作成してください。
- (3) 代理人で入札する場合は、委任状（様式4）を持参時に提出してください。
なお、この場合の入札書には、入札者本人の住所氏名欄に代理人の住所氏名を記載し、委任状で申請した代理人印を押印してください。

- (4) 入札者は、提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。
- (5) 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（２回目）を行います。入札書は、初度（１回目）の入札に係る入札書と再入札（２回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。
- (6) 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を提出する場合は、初度の入札に係る入札書と再入札に係る入札書（又は再入札辞退書を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「ふるさと納税首都圏向け PR 事業業務委託入札書（初度入札）」又は「ふるさと納税首都圏向け PR 事業業務委託入札書（再入札）」（又は「再入札辞退」）とそれぞれ朱書きしてください。
- (7) 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ提出されているときは、再入札を辞退したものとします。
- (8) 封緘された入札書が、初度又は再入札の明記の区別なく提出されたとき、又はそれぞれの入札書が１通に封緘されて提出されたときは、同一入札者がなした２以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、提出された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

5 競争入札に参加する者の資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書提出時点において、奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Ｑ５広告イベント業務」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒６３０－８５０１ 奈良市登大路３０番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟１階）
電話番号 ０７４２－２７－８９０８

- (4) 公告日から過去１年以内（令和６年度）に、国又は地方公共団体から、ウェブサイト記事の作成かつ広告に関する業務の複数の元請実績があり、誠実に履行した実績を有すること。（ウェブサイトの記事の作成と広告に関する業務は別契約でも可。但し契約金額１００万円未満のものを除く。）

6 競争入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、「5 競争入札に参加する者の資格」に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記の提出期限までに必要書類を提出してください。また、入札参加者は、開札の日の前日までの間において、奈良県から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

① 提出書類

- ・ 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- ・ 契約締結実績確認書（様式2）

② 提出期限（必着）

令和7年5月9日（金） 正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

③ 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁主棟4階）

奈良県 総務部知事公室市町村振興課 税政係

電話 0742-27-8420（ダイヤルイン）

④ 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

⑤ 提出部数

各1部

⑥ その他

- ・ 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、審査に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ・ 提出された書類は返却しません。

- (2) 審査結果については、令和7年5月14日（水）までに通知します。

7 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問書（様式3）はFAXもしくは電子メールにて提出してください。口頭での問い合わせには対応しません。なお、提出された書類等は返却しません。

- (1) 提出期限及び場所

①提出期限（必着）

令和7年4月28日（月） 17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁主棟4階）

奈良県 総務部知事公室市町村振興課 税政係

電話 0742-27-8420（ダイヤルイン）

FAX 0742-23-8439

メールアドレス ctv4@office.pref.nara.lg.jp

（2）提出方法

FAXもしくは電子メールにて提出してください。

なお、必ず電話連絡のうえ、回答先となる受信者名、連絡先等を明記して、提出期限までに到着するようにしてください。（電話連絡が無かったために、当方が受領を確認できなかった場合は、県は一切の責任を負えません。）

（3）疑義照会

提出後、内容について疑義照会を行う場合があります。令和7年5月1日（木）までに疑義照会に対する回答が無い場合は、その質問に対し回答を行いません。

（4）質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

① 回答日（予定）

令和7年5月8日（木）

② 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を妨げるおそれのあるものを除き、奈良県総務部知事公室市町村振興課のホームページに掲載します。

（URL：<https://www.pref.nara.jp/1632.htm>）

③ その他

なお、回答内容に関する再質問は一切受付しません。

8 開札の日時

日時 令和7年5月22日（木） 14時00分

場所 情報管理棟 西第二会議室

9 郵便による入札

（1）郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁主棟4階）

奈良県 総務部知事公室市町村振興課 税政係

電話 0742-27-8420（ダイヤルイン）

（2）入札書の提出方法

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託に係る入札書」と朱書きし、

令和7年5月21日（水）17時までに9（1）で示す場所に到着（必着）するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行います。入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

- （3） 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度の入札に係る入札書と再入札に係る入札書（又は再入札辞退書を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託入札書（初度入札）」又は「ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託入札書（再入札）」（又は「再入札辞退」）とそれぞれ朱書きしてください。
- （4） 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
- （5） 封緘された入札書が、初度又は再入札の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

10 入札方法に関する事項

- （1） 「6 競争入札参加資格の確認」に基づき、競争入札参加資格の確認を受けた者を落札対象者とします。
- （2） 入札者は、所定の入札書（様式5）を作成し、封をした上（別紙「入札書封筒記載例」参照）、所定の場所及び日時までに提出してください。
- （3） 代理人をもって入札書を持参する場合は、その委任状（様式4）を入札書と同時に提出してください。
- （4） 入札者は、その提出した入札書については、引き換え、変更又は取り消すことができません。

11 入札書について

- （1） 入札書は日本語で記載し、金額について日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。
- （2） 入札は、入札書（様式5）によります。
- （3） 入札書の記載に当たっては、次の点に注意してください。
 - ① 本人が入札する場合の印章にあっては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届け済みのものとします。
 - ② 代理人が入札する場合は、当該代理人の記名押印とともに、委任状（様式4）を持参のうえ、提出してください。
- （4） 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合、当該訂正部分について入札

書に押印したものと同一印を押印しておかなくてはなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に入札者氏名及び「ふるさと納税首都圏向け PR 事業業務委託入札書」と記入してください。また、封筒の裏は代表者印又は委託を受けた者の印（どちらでも可）で封印してください。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) 代理人が入札書を持参する場合、委任状の提出を欠く入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、1 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がない場合は直ちに再度入札を行う場合があります。ただし、1 回目の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合、後日、「くじ」にて決定します。その際は発注者より日程調整等の連絡を行います。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度入札で落札者がいない時は、再度入札で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1 4 契約書作成

- (1) 本契約は、契約書の作成を要します。なお、契約締結に要する費用は、落札者

の負担とします。

- (2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、速やかに契約を締結するものとします。

従って、「15 その他（3）」で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、締約締結までに、それを証明する書類を提出してください。

15 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とします。

- (2) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条の2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

契約の相手方は本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

- (4) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

- (5) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けたもの入札関連の文書を、本県入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

- (6) 入札後、不明な点があったことを理由として異義を申し立てることはできません。

- (7) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結までに落札者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 落札者の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③ 落札者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（８） 辞退

所定の期間に入札のない者は入札参加の辞退とみなします。

参加申込後に申込みを辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出してください。

（９） 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合、及び契約者が１５（７）①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければなりません。

なお、１５（７）中「落札者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

- （１０） 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に伴い、出社ができない等の理由により、本説明書中６に規定する入札参加資格申請書類に関し、定める提出期限までに代表者印の押印ができない場合は、代表者印の押印がない書類の提出も可とする。この場合は、押印できない理由を可能な限り具体的に記した理由書も併せて提出すること。

- （１１） この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年４月法律第６７号）、同法施行令（昭和２２年５月政令第１６号）、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）などに規定するところに従うものとします。

1 6 入札の停止

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。この場合における損害は、奈良県は補償しません。

1 7 交付書類

- ・競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 1）
- ・契約締結実績確認書（様式 2）
- ・入札説明書及び仕様書に関する質問書（様式 3）
- ・委任状（様式 4）
- ・入札書（様式 5）